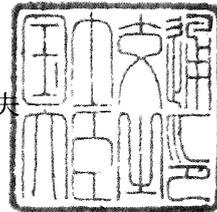


認 定 書

国住参建第 2574 号
令和 4 年 10 月 6 日

吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第二号（間仕切壁（非耐力壁）：1 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP060NP-0487
2. 認定をした構造方法等の名称
片面強化せっこうボード重張／軽量鉄骨下地間仕切壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

別添

1. 構造名

片面強化せっこうボード重張／軽量鉄骨下地間仕切壁

2. 寸法

壁高及び壁幅については、構造計算等により構造安全性が確かめられた寸法とする。

3. 材料構成等

項 目	製 品 仕 様
① 下 地 材 用 面 材	<p>強化せっこうボード 規格：a から c のいずれかによる。</p> <p>a. 不燃材料認定番号 NM-8615 形状：平板 表面の形状：平滑 端部の形状：スクエア、テーパ又はベベル 厚さ (mm)：21 (±0.5) ~ 25 (±0.5) かさ比重：0.75 以上</p> <p>b. 不燃材料認定番号 NM-1498、NM-1498-1 (両面薬剤処理ボード用原紙張せっこう板) のうち、ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率が 95% 以上、ガラス繊維の含有率が 0.4% 以上、ひる石の含有率が 2.5% 以上のもの 形状、表面の形状、端部の形状、厚さ及びかさ比重は前記の a に同じ。</p> <p>c. JIS A 6901 形状、表面の形状、端部の形状、厚さ及びかさ比重は前記の a に同じ。</p>
② 下 地 材	<p>上部ランナー 材料名及び規格：a から h のいずれかによる。</p> <p>a. 熔融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302) b. 電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313) c. 熔融アルミニウムめっき鋼板 (JIS G 3314) d. 熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317) e. 熔融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321) f. 熔融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323) g. 一般構造用軽量形鋼 (JIS G 3350) h. 熔融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (国土交通省大臣認定-指定建築材料：MSTL-0064、MSTL-0069、MSTL-0070、MSTL-0362、MSTL-0395、MSTL-0523)</p> <p>形状・寸法 (mm)：a 又は b のいずれかによる。</p> <p>a. □-90 (±0.5) ~ 1,000 × 35 (±1.0) ~ 75、厚さ 0.4 (±0.04) 以上 b. □-90 (±0.5) ~ 1,000 × 35 (±1.0) ~ 74 × 36 (±1.0) ~ 75、厚さ 0.4 (±0.04) 以上</p>
	<p>下部ランナー 材料名及び規格：前記の上部ランナーに同じ。</p> <p>形状・寸法 (mm)：a から c のいずれかによる。</p> <p>a. □-90 (±0.5) ~ 1,000 × 35 (±1.0) ~ 75、厚さ 0.4 (±0.04) 以上 b. □-90 (±0.5) ~ 1,000 × 35 (±1.0) ~ 74 × 36 (±1.0) ~ 75、厚さ 0.4 (±0.04) 以上 c. L-90 (±0.5) ~ 1,000 × 35 (±1.0) ~ 75、厚さ 0.8 (±0.08) 以上</p> <p>取付け方法 上記 c の形状のランナーを用いる場合は間柱 (スタッド) の下部をタッピンねじ又はリベットで留付ける。</p>

項	目	製品仕様
② 下 地 材	間柱(スタッド)	材料名及び規格：a から i のいずれかによる。 a. 熔融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302) b. 電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313) c. 熔融アルミニウムめっき鋼板 (JIS G 3314) d. 熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317) e. 熔融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321) f. 熔融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323) g. 一般構造用軽量形鋼 (JIS G 3350) h. 一般構造用角型鋼管 (JIS G 3466) i. 熔融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (国土交通省大臣認定-指定建築材料：MSTL-0064、MSTL-0069、MSTL-0070、MSTL-0362、MSTL-0395、MSTL-0523) 形状・寸法 (mm)：a 又は b のいずれかによる。 a. □-90 (±0.5) ~ 1,000 × 45 (±1.0) ~ 75 × 10 (±2.0) ~ 49、厚さ 0.4 (±0.04) 以上 b. □-90 (±0.5) ~ 1,000 × 45 (±1.0) ~ 1000、厚さ 0.4 (±0.04) 以上 取付け間隔 (mm)：455 (±46) 以下
	振れ止め (必要に応じて取付ける。)	仕様：あり又はなし 材料名及び規格：前記の上部ランナーに同じ。 形状・寸法 (mm)：a 又は b のいずれかによる。 a. □-19 (±1.5) ~ 50 × 10 (±1.5) ~ 20、厚さ 0.4 (±0.04) 以上 b. □-19 (±1.5) ~ 50 × 10 (±1.5) ~ 20 × 5 (±1.0) ~ 20、厚さ 0.4 (±0.04) 以上
③ 副 構 成 材 料	間柱(スタッド)用スペーサー	仕様：1) 又は 2) 1) なし (間柱(スタッド)の形状が□形の場合) 2) あり (間柱(スタッド)の形状が□形の場合) 材料名及び規格：a から h のいずれかによる。 a. 熔融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302) b. 電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313) c. 熔融アルミニウムめっき鋼板 (JIS G 3314) d. 熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317) e. 熔融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321) f. 熔融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323) g. 熔融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (国土交通省大臣認定-指定建築材料：MSTL-0064、MSTL-0069、MSTL-0070、MSTL-0362、MSTL-0395、MSTL-0523) h. 上記以外の鋼板 厚さ (mm)：0.7 (±0.1) 以上 取付け間隔 (mm)：600 (±60) 以下 (高さ方向)
	敷目板 (必要に応じて取付ける。)	仕様：あり又はなし 種類等：下記のいずれかによる。 せっこう板、せっこうボード、強化せっこうボード、不燃積層せっこうボード、繊維強化セメント板、グラスウール (10 kg/m ³ 以上)、ロックウール (10 kg/m ³ 以上)、グラスファイバーフェルト (10 kg/m ³ 以上) 又はロックウールフェルト (10 kg/m ³ 以上) 寸法 (mm)：厚さ 1 (±0.1) 以上、幅 40 (±4) 以上

項	目	製 品 仕 様
③ 副 構 成 材 料	きしみ音防止材 (必要に応じて 取付ける。)	<p>仕様：あり又はなし</p> <p>種類等：1) から 3) のいずれかによる。</p> <p>1) 粘着剤付テープ</p> <p>種類：下記のいずれかによる。</p> <p> ブチルゴム系、アクリル系、シリコーン系、超高分子量ポリエチレン系、ポリエチレン系、ポリプロピレン系又はフッ素樹脂系</p> <p>寸法 (mm)：厚さ 0.5 (±0.05) 以下</p> <p>取付け位置：a から f のいずれか、又は a から f の内 2 つ以上の併用による。</p> <p> a. 上下ランナー表面の全面又は一部</p> <p> b. 間柱 (スタッド) 上下端 50 mm 部分の表面の全面又は一部</p> <p> c. 壁左右端部の間柱 (スタッド) 表面の全面又は一部</p> <p> d. 間柱 (スタッド) と間柱 (スタッド) スペーサーの接触部</p> <p> e. 間柱 (スタッド) と振れ止めの接触部</p> <p> f. 振れ止めと間柱 (スタッド) スペーサーの接触部</p> <p>2) グラスウール (10 kg/m³ 以上)、ロックウール (10 kg/m³ 以上)、グラスファイバーフェルト (10 kg/m³ 以上) 又はロックウールフェルト (10 kg/m³ 以上)</p> <p>寸法 (mm)：厚さ 0.5 (±0.05) 以上</p> <p>取付け位置：前記の 1) に同じ。</p> <p>3) シーリング材</p> <p>種類：下記のいずれかによる。</p> <p> ポリウレタン系、アクリル系、アクリルウレタン系、ポリサルファイド系、ポリイソブチレン系、テレケリックポリアクリレート系、シリコーン系又は変成シリコーン系</p> <p>取付け位置：前記の 1) に同じ。</p>

項 目	製 品 仕 様
③ 副構成材料	<p>下張り材取付け用 タッピンねじ 寸法(mm)：$\phi 3.5 (\pm 0.4)$ 以上$\times L32 (\pm 3.2)$ 以上 留付け間隔(mm) 鉛直方向：300 (± 30) 以下 水平方向：間柱(スタッド)の取付け間隔による(455 (± 46) 以下)</p> <p>上張り材取付け用 a. ステープル 寸法(mm)：幅 4 (± 0.4) 以上、長さ 32 (± 3.2) 以上 留付け間隔(mm)：周辺部 100 (± 10) 以下、中間部 200 (± 20) 以下 b. 接着剤 種類：下記のいずれかによる。 酢酸ビニル樹脂系、アクリル樹脂系、ウレタン樹脂系、エポキシ樹脂系、ポリアミド系、ポリサルファイド系、シリコーン系、合成ゴム系、せっこう系又は炭酸カルシウム系 塗布量(g/m^2)：150 (± 15) \sim 900 (± 90) 塗布間隔(mm)：周辺部 100 (± 10) 以下、中間部 200 (± 20) 以下 c. タッピンねじ 寸法(mm)：$\phi 3.5 (\pm 0.4)$ 以上$\times L50 (\pm 5)$ 以上 取付け方法 上記 a と b で下張り材に取付け、必要に応じて、c を併用して、間柱(スタッド)に取付ける。</p> <p>間柱(スタッド)のL形下部ランナーへの取付け用 仕様：1) 又は 2) 1) なし 2) あり (L形下部ランナーを用いる場合) a. タッピンねじ 寸法(mm)：$\phi 4.0 (\pm 0.4)$ 以上$\times L13 (\pm 1.3)$ 以上 b. リベット 寸法(mm)：$\phi 2.0 (\pm 0.2)$ 以上 取付け方法 上記 a 又は b のいずれかでL形下部ランナーに取付ける。</p>

つづく

つづき

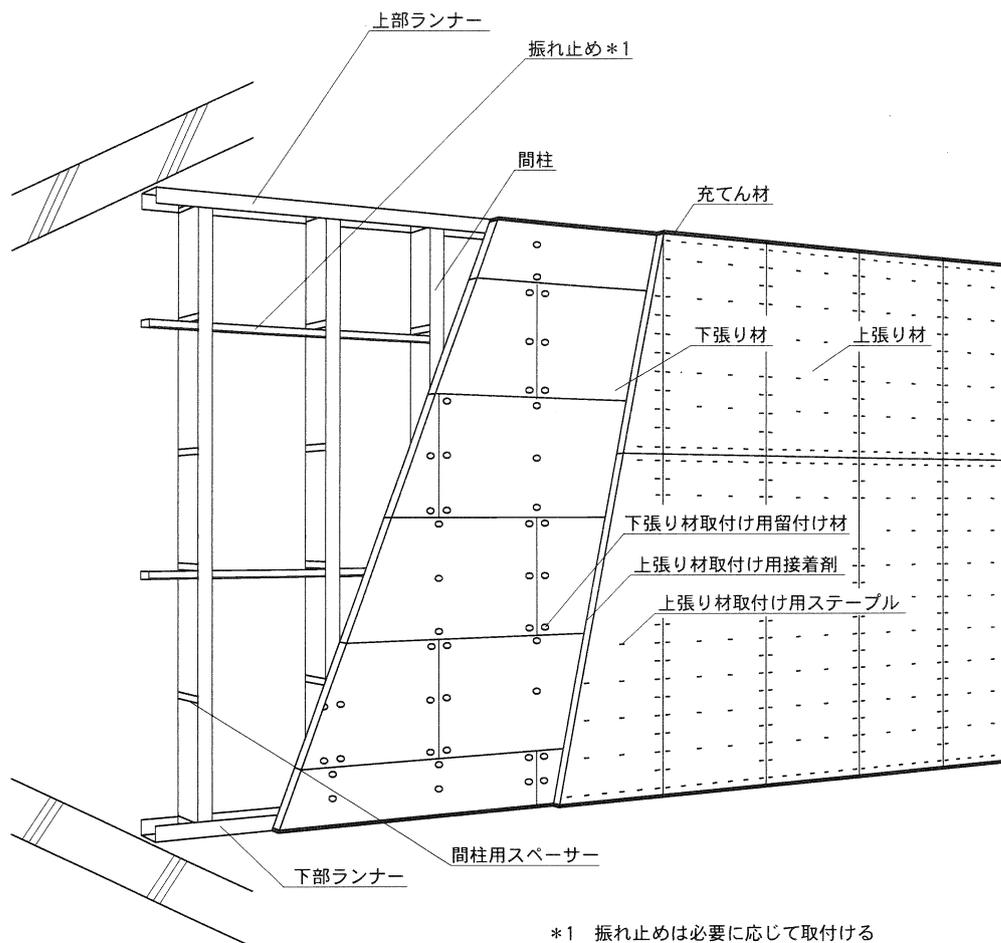
項 目	製 品 仕 様
③ 副構成材料 留付け材	敷目板仮留め用 仕様：1) 又は 2) 1) なし 2) あり (敷目板を使用する場合に用いる。) a. タッピンねじ 寸法 (mm) : $\phi 2.0 (\pm 0.2)$ 以上 $\times L10 (\pm 1)$ 以上 b. 粘着テープ又は両面粘着テープ 粘着材の種類：下記のいずれかによる。 アクリル樹脂系、ポリアミド系、ウレタン系、シリコーン系、天然ゴム系又は合成ゴム系 寸法 (mm) : 厚さ $3 (\pm 0.3)$ 以下、幅 $75 (\pm 7.5)$ 以下 c. 接着剤 種類：前記の上張り材取付け用接着剤に同じ。 塗布量 (g/m^2) : $600 (\pm 60)$ 以下 取付け方法 上記 a から c のいずれかで間柱 (スタッド)、上部ランナー又は下部ランナーに取付ける。
上張り材目地部処理材 (必要に応じて取付ける。)	仕様：あり又はなし 種類及び規格：1) から 3) のいずれか、又は 1) から 3) の内 2 つ以上の併用による。 1) パテ処理材 種類：せっこうボード用目地処理材 (JIS A 6914)、合成樹脂エマルジョンパテ (JIS K 5669)、せっこう系、炭酸カルシウム系、又は合成樹脂系 塗布量 (g/m) : $10 (\pm 1)$ 以上 2) テープ 種類：ガラス繊維テープ、樹脂製テープ又は紙テープ 寸法 (mm) : 厚さ $0.05 (\pm 0.01)$ 以上、幅 $20 (\pm 2)$ 以上 3) 金属製ジョイナー 種類及び規格：a から m のいずれかによる。 a. 熔融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302) b. 塗装熔融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312) c. 電気亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3313) d. 熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3317) e. 塗装熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 (JIS G 3318) f. 熔融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3321) g. 塗装熔融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322) h. 熔融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板 (JIS G 3323) i. 熱間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4304) j. 冷間圧延ステンレス鋼板 (JIS G 4305) k. ポリ塩化ビニル被覆金属板 (JIS K 6744) l. 上記以外の鋼板 m. アルミニウム板 厚さ (mm) : $0.2 (\pm 0.02)$ 以上 形状：H 形等

項	目	製 品 仕 様
③ 副 構 成 材 料	壁端部(柱・はり等との取り合い部)の仕様及びその処理材(充てん材)	<p>下張り材又は上張り材のどちらか一方に、あるいはこの両者に目透かしを設ける場合は、それぞれの目透かし幅は10(±1)mm以下とする。下張り材及び上張り材の目透かし部には、次のaからcのいずれかを充てんする。</p> <p>充てん厚さは、下張り材は21(±2.1)mm以上、上張り材は21(±2.1)mm以上とする。</p> <p>a. シーリング材</p> <p>種類：下記のいずれかによる。</p> <p>ポリウレタン系、アクリル系、アクリルウレタン系、ポリサルファイド系、ポリイソブチレン系、テレケリックポリアクリレート系、シリコーン系又は変成シリコーン系</p> <p>b. ロックウール、ロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウールモルタル又はグラスファイバーフェルト</p> <p>密度(kg/m³)：10(±1)以上</p> <p>c. せっこう系又は炭酸カルシウム系無機質充てん材</p>

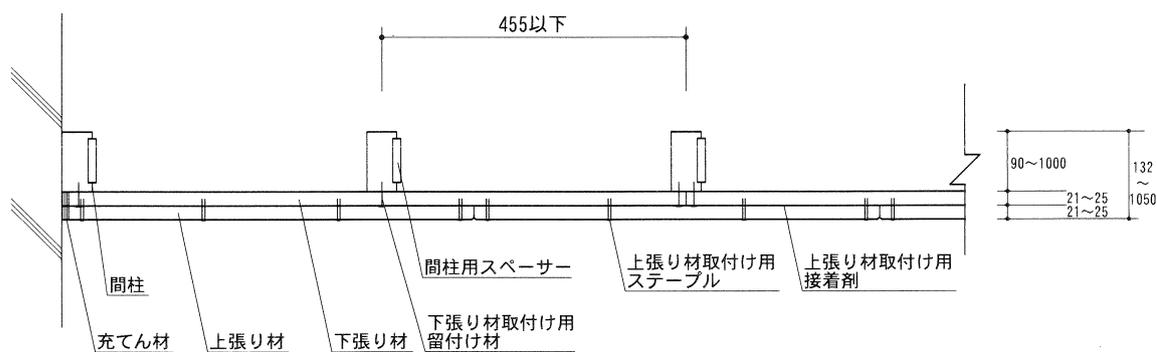
4. 構造説明図

(1) 透視図

(単位：mm)



(2) 水平断面図

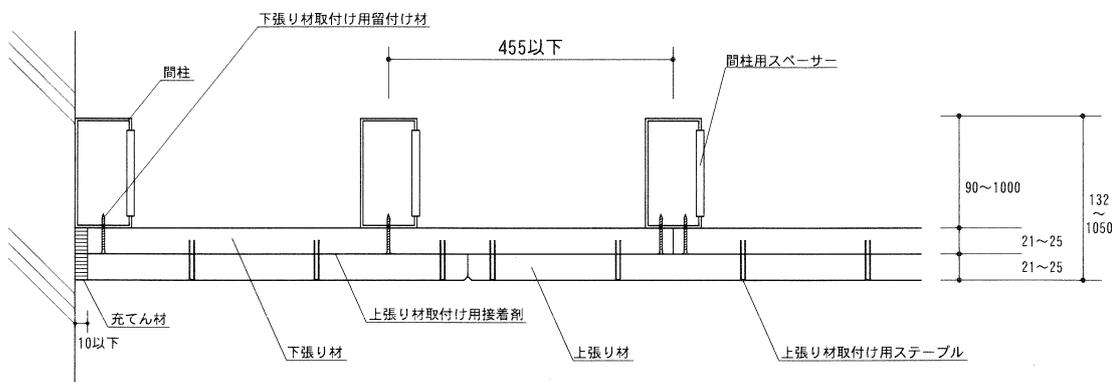
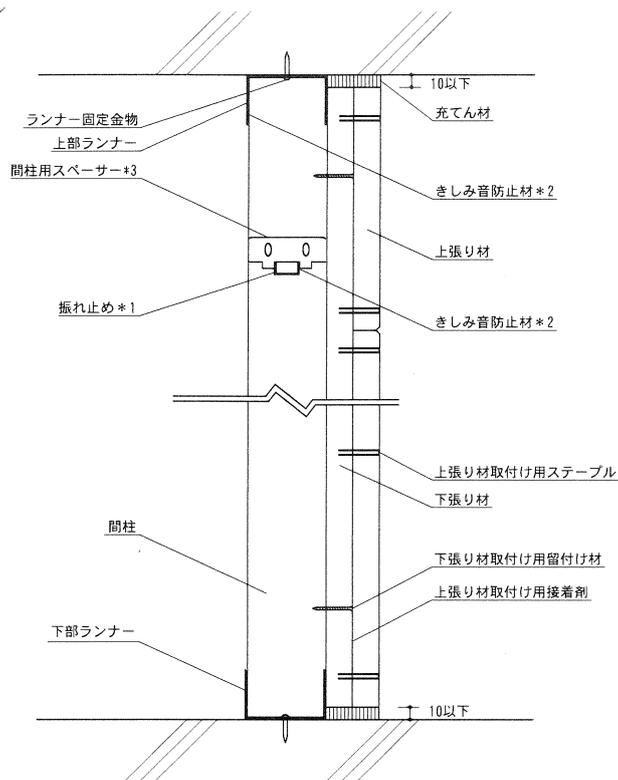


(3) 断面詳細図

①下部ランナーが□形又は□形の場合

①-1 敷目板無し

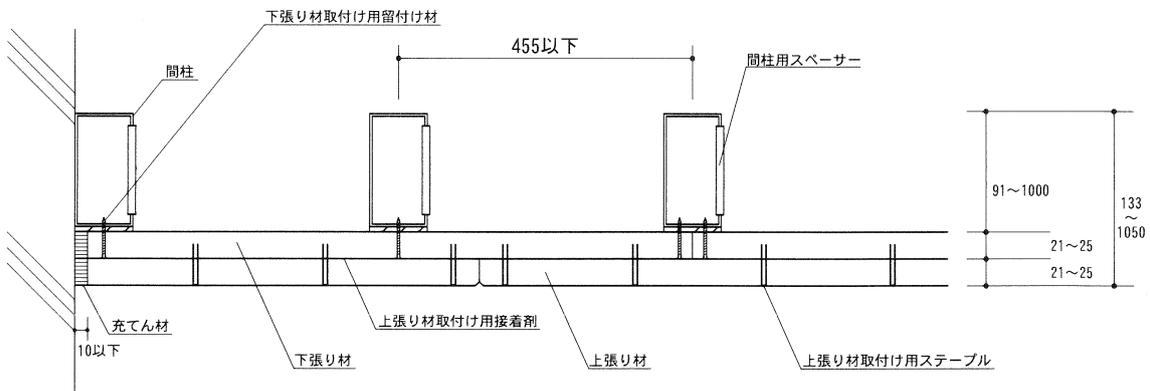
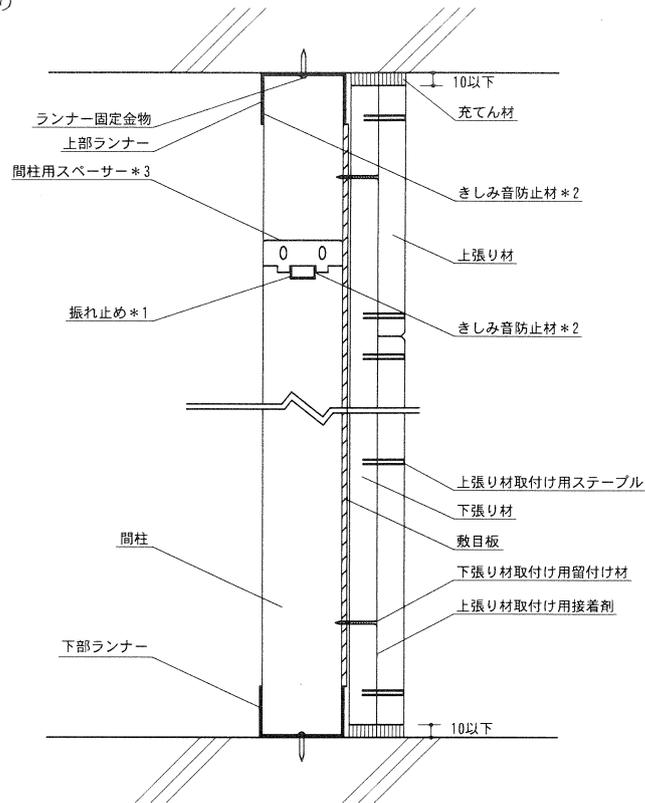
(単位: mm)



- *1 振れ止めは必要に応じて取付ける
- *2 きしみ音防止材は必要に応じて取付ける
- *3 間柱用スペーサーは間柱の形状が□型スタッドの場合に取り付ける

(単位：mm)

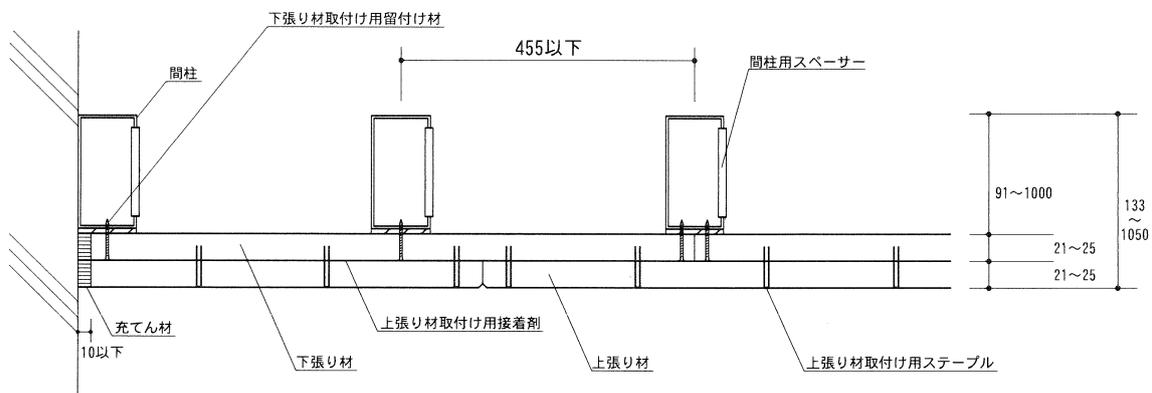
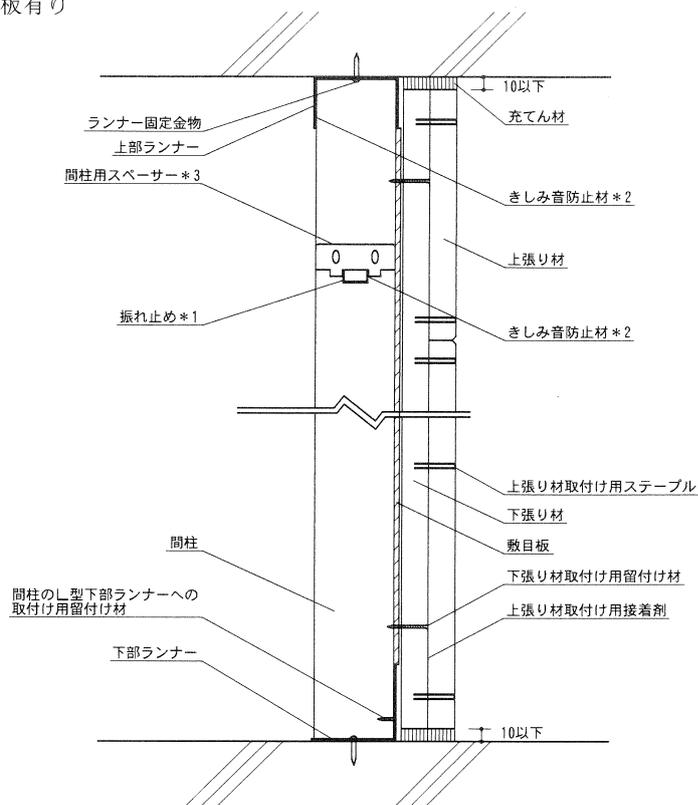
①-2 敷目板有り



- *1 振れ止めは必要に応じて取付ける
- *2 きしみ音防止材は必要に応じて取付ける
- *3 間柱用スペーサーは間柱の形状が□型スタッドの場合に取り付ける

(単位：mm)

②-2 敷目板有り



- *1 振れ止めは必要に応じて取付ける
- *2 きしみ音防止材は必要に応じて取付ける
- *3 間柱用スペーサーは間柱の形状が□型スタッドの場合に取り付ける

5. 施工方法

(1) 上部及び下部ランナーの取付け

上部及び下部ランナー(以下、上下ランナーという)を取付ける位置に墨出しを行う。上下ランナーは、躯体にランナー固定金物(打込みピン、ボルト、ねじ、くぎ、バッファーピン等)、或いは溶接にて(必要に応じてランナー受けピースを介して)、900(±90)mm以下の間隔で取付ける。必要に応じて、きしみ音防止材を上下ランナー表面に取付ける。

(2) 間柱(スタッド)の取付け

間柱(スタッド)をあらかじめ現場の寸法に合わせて切断し、455mm以下の間隔で上下ランナーに差し込んで取付ける。上部ランナーと間柱(スタッド)との間のクリアランスは10(±2)mm以上確保する。なお、下部ランナーにL形ランナーを用いる場合は、間柱(スタッド)の下部をφ4mm以上×L13mm以上のタッピンねじ又はφ2.0mm以上のリベットでL形ランナーに取付ける。必要に応じて、きしみ音防止材を間柱(スタッド)上下端50mm部分の表面等に取付ける。

□形タイプの間柱(スタッド)を使用する場合は、そのフランジ相互に、間柱(スタッド)用スペーサーを挿入する。必要に応じて、きしみ音防止材を間柱(スタッド)と間柱(スタッド)用スペーサーの接触部に取付ける。

(3) 振れ止めの取付け

必要に応じて、振れ止めをあらかじめ現場の寸法に合わせて切断し、間柱(スタッド)の側面の切欠き部に差し込んで取付ける。必要に応じて、きしみ音防止材を間柱(スタッド)と振れ止めの接触部、振れ止めと間柱(スタッド)用スペーサーの接触部に取付ける。

(4) 敷目板の取付け

必要に応じて、敷目板をタッピンねじ、粘着テープ、両面粘着テープ又は接着剤で間柱(スタッド)又は上下ランナーに仮留めする。

(5) 下張り材の取付け

下張り材を、あらかじめ現場の寸法に合わせて切断し、縦又は横張りにして、その縦目地が通りの目地とならないように配置し、ボード表面を間柱(スタッド)に向けてφ3.5mm以上×L32mm以上のタッピンねじで300mm以下の間隔で間柱(スタッド)に留付ける。

(6) 上張り材の取付け

上張り材を、あらかじめ現場の寸法に合わせて切断する。接着剤を上張り材の裏面に塗布する。この時、接着剤の塗布間隔は周辺部100mm以下、中間部200mm以下とし、接着剤の塗布量は150~900g/m²とする。

上張り材は、その目地が下張り材の目地と重ならないよう配置し、縦又は横張りにして、幅4mm以上、長さ32mm以上のステーブルで周辺部100mm以下、中間部200mm以下の間隔で下張り材に取付ける。

必要に応じて、タッピンねじで間柱(スタッド)に留付ける。

必要に応じて、上張り材目地部処理材で処理する。

(7) 壁端部の処理

下張り材又は上張り材のどちらか一方に、あるいはこの両者に目透かしを設ける場合は、目透かし幅を10mm以下とする。目透かしを設けた場合の下張り材及び上張り材の目透かし部には、処理材(充てん材)を充てんする。充てん厚さは、下張り材、上張り材共に21mm以上とする。